

平成30年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成30年4月5日

4月5日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて
日程第7 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第10 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第11 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	松	枝	和	夫	2番	越	川	定	勝	
3番	富	澤	克	彦	4番	寺	島	美	幸	
5番	飯	森		孝	6番	片	野	壽	夫	
7番	海	老	澤	武	8番	高	松	多	可	史
9番	鵜	澤	幹	司	10番	林		藤	江	
11番	菅	谷	樹	雄	12番	内	山	勝	己	
13番	篠	塚	正	悟	14番	高	木	甚	一	
15番	伊	藤	は	つ	子	16番	高	木	重	樹
17番	伊	藤		寛	18番	栗	林	利	男	
19番	大	堀		潔						

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	藤	崎	弘	之	管理班長	高	岡	晃
農地班長	林		光	夫	主 査	滑	川	典 文
主 査	高	橋	亮	太 郎				

開会 午後 2時53分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数、全員本日は出席しておりますので、総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成30年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、1番 松枝和夫委員、13番 篠塚正悟委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第11 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規程による農業委員会が定める下限面積(別段の面積)の設定について審議を求める。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。議案の概要を説明します。

議案第1号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については50アール以上とされております。

農業委員会は農林水産省令で定める基準にしたがい、市町村の区域内全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることになっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり提案するものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は現在50アール以上としております。

平成30年度についても以下の理由により50アール以上とします。

(1) 2015 農林業センサスで経営面積が50アール以上の農地保有農家が市内全農家数の9割を超えているため。

(2) 管内の荒廃農地率が4%台と比較的低いため。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があつたので、許可について審議を求め。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは2ページから8ページで、整理番号は1番から13番までです。

2ページの整理番号1番および2番、4ページの整理番号6番、5ページの整理番号9番、6ページの整理番号10番、7ページの整理番号11番および12番の案件については、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

次に、8ページの整理番号13番は、譲渡人が農業廃止のため、譲受人に売買により所有権移転をするものです。

次に、2ページの整理番号3番および3ページの整理番号4番は関連案件で譲受人が農業経営に新規参入するため、農地を借り受けるものです。

次に、5ページの整理番号7番および8番は関連案件で譲受人が農地所有適格法人として新規参入のため、農地を借り受けるものです。

次に、4ページの整理番号4番は親子間による使用貸借権の再設定です。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 去る、3月27日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅脇の農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、3番 富澤委員。

3番富澤委員 整理番号2番について、石橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、申請地の所有者が相続人不存在なため、相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作には支障ないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号3番および4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、これらの申請は、譲受人は同一であります。○地区においても申請があるため、鵜澤委員と共同で調査した結果を代表して一括して説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

○○○○栽培を計画しており、○○○○○○○○○や○○○○○○○○○○○○○○○○等に販売を計画しており、当面の経営面積は5,600平方メートル、収穫量は7,250キログラム程度を目標としております。

農業経営実施計画書も適正であり、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号5番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号6番について、14番 高木甚一委員。

14番高木委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、作付良好な優良農地で譲受人の自宅から近く、通作に支障ないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番から12番の6件について、16番 高木重樹委員。

16番高木委員 整理番号7番、8番について、ご説明申し上げます。

整理番号7番、8番は同一なので菅谷推進委員と電話にて調査を行いました。

譲受人が同一であるため、一括して説明申し上げます。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として、農業経営の基盤強化を図るため、これまで農作業の受委託を行ってきた農地について、賃借権の設定を行うものであります。

組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、9番、10番について、ご説明申し上げます。

これも菅谷推進委員と電話にて調査を行いました。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の廃止のために農地を売り渡し、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものであり、お互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

申請地は、譲受人が現在耕作している農地に近く、耕作の利便も良いことから取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号 11 番、12 番について、ご説明申し上げます。

この案件も菅谷推進委員と電話にて調査を行いました。

いずれの譲渡人も農業経営の規模縮小のために農地を売り渡し、農地所有適格法人である譲受人は規模拡大により農業経営の基盤の安定化を図るため、農地を取得するものであり協議が整ったため売買を行おうとするものであります。

法人の組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 13 番について、19 番 大堀委員。

19 番大堀委員 整理番号 13 番について、埴委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人は遠隔地で耕作不便なため、農地を処分したい意向があり譲受人は自宅に隣接している農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第 3 議案第 3 号

議 長 日程第 3 議案第 3 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

耕作者とも事業者ともいろいろ打ち合わせ協議をしながらお互いに不利益のないように進めていきたいというふうに思っています。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは10ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は再生土の埋立てによる農地造成です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種低層住居専用地域のため第3種農地です。

なお、農地造成期間は約1年間の一時転用で、造成後は耕作可能な農地に復元し麦を作付けする計画です。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地および駐車場用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の農地で第2種農地です。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10 番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

整理番号1番および2番について、書類および写真で審査した結果、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 富澤委員。

3 番富澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇の〇〇から〇〇メートル位行った左側にございます。

申請人は、周辺よりも低く、日照等にも問題があり耕作不便となっているため申請地をかさ上げし有効な耕作地へと改良するため、農地造成をする計画をしたものです。

申請地では、雨水は敷地内自然浸透処理です。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画等についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号2番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 代読いたします。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇のある〇〇〇との交差点の手前〇〇メートルの場所の左側すぐの所に位置しています。

申請人は、住環境の整っている地域内にある申請地を有効活用するため、戸建賃貸住宅および既存賃貸住宅の不足分を含めた駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地は、埋立てを行わず整地し、用水は公営水道を利用、雨水は雨水桝にて排水路へ流

し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路に放流します。

また、隣接農地にはコンクリートブロック等を設けることで、土砂流出の防止を図ります。

資金計画等についても適切であると思われることから、本申請は農地法第4条第1項の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下

記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは11ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は進入路用地、資材置場用地、駐車場用地で権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。

なお、本案件は平成31年7月31日までの一時転用で、一時転用期間の終了後は農地に復元して、甘藷を作付けする計画です。

整理番号2番、転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の準住居地域のため、第3種農地です。
整理番号3番、転用目的は山砂採取区域の拡大用地で、権利の内容は賃借権設定です。
申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地です。
なお、本案件は平成31年2月末までの一時転用であります。
以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

このうち、整理番号1番の案件については、現地審査を行い、その他の案件については書類および写真等により審査を行いました。

最初に、書類および写真で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、再生土の搬入路として一時転用するものでありますが、埋立終了後は耕作可能な農地に復元する旨の誓約書も添付されていることから、問題ないとの意見であり許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 越川委員。

2番越川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所は、〇〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ約〇キロ進んだ右側でございます。

譲受人は、申請地西側の窪地となっている隣接地において、再生土による埋立をし、資材置場とするため工事を行うにあたって申請地を車両の一時進入路、重機の仮置き場、および車両の一時駐車場として利用する計画をしたものでございます。

申請地は、現況のまま利用し用水の利用はなく、雨水は自然浸透処理とし、汚水・雑排水の発生はありません。

なお、申請地には鉄板敷を行い安全確保につとめるため、隣接農地への影響は軽微であると考えられます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について。

下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

本案件は、平成6年11月18日付け農地法の転用許可後に居宅を建築しましたが、完成後に地目変更登記が未手続きのため、登記地目が農地のままになっておりました。

なお、平成29年12月に22年間住んでいた居宅を解体したが、以前居宅が建っていた証拠書類により、非農地として証明を求めるための証明願であります。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 林 藤江委員。

10番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました非農地証明の案件は1件であります。

本件については、現地調査を実施しました。

現地調査の結果、申請地は住宅街の一角に立地しており、農地区分も第3種農地であるため、特に問題ないとの意見でありました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 松枝委員。

1番松枝委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げ

げます。

場所ですが、〇〇〇〇〇の〇〇〇の前を〇〇〇〇〇〇方面に行きまして、〇〇〇〇〇の前の〇〇〇〇を渡りまして〇メートルほど行った左側に入ります。道なりに市道を〇〇メートルほど行きまして、〇〇〇〇とビニールハウスの間の市道を左折しまして道なりに〇〇メートルほど行った左側でございます。

この証明願いは、平成6年11月に農地法の許可を得て平成9年7月に専用住宅を建築し以来20年にわたり居住していましたが、建築後法務局へ土地地目変更登記申請を失念しており取り壊してしまったものです。この事実について、現地調査および申請書類に応じて確認できましたので、非農地とすることの証明願いは妥当であると判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成30年度第1次農用地利用集積計画は、整理番号1番から233番です。ページは13ページから112ページになります。

所有権移転が2件、24,506㎡で、すべて田です。

次に、使用貸借権設定の再設定が1件、628㎡で、畑です。

次に、賃借権設定の新規が106件、331,248.63㎡で、このうち田が256,332.63㎡、畑が74,916㎡です。

次に、再設定が87件、318,058.61㎡、このうち田が292,656.61㎡、畑が25,402㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規37件、166,253㎡、このうち田が162,993㎡、畑が3,260㎡です。

以上233件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限にかかる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号2番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第7号 整理番号48番、184番から196番までの14件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号48番、184番から196番までの14件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号48番、184番から196番までの14件については原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 同じく、議案第7号 整理番号159番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号159番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号159番については原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の16件を除く217件について、審議し

ます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の16件を除く217件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の16件を除く、217件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 議案第8号

議 長 日程第8 議案第8号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第8号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から9番で、ページは113ページから128ページです。

賃借権設定の新規が9件、166,253㎡、このうち田が162,993㎡、畑が3,260㎡です。

以上9件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第8号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限にかかる事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第8号 整理番号4番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第8号 整理番号4番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く8件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く8件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第8号の1件を除く8件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第9 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、9件です。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は80件です。

報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成30年4月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は3件であります。

以上、報告を申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人